

## 災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

沖縄県（以下「甲1」という。）、那覇市上下水道局（以下「甲2」という。）、宜野湾市（以下「甲3」という。）、石垣市（以下「甲4」という。）、浦添市（以下「甲5」という。）、名護市（以下「甲6」という。）、糸満市（以下「甲7」という。）、沖縄市（以下「甲8」という。）、豊見城市（以下「甲9」という。）、うるま市（以下「甲10」という。）、宮古島市（以下「甲11」という。）、南城市（以下「甲12」という。）、大宜味村（以下「甲13」という。）、本部町（以下「甲14」という。）、読谷村（以下「甲15」という。）、嘉手納町（以下「甲16」という。）、北谷町（以下「甲17」という。）、北中城村（以下「甲18」という。）、中城村（以下「甲19」という。）、西原町（以下「甲20」という。）、与那原町（以下「甲21」という。）、南風原町（以下「甲22」という。）、渡嘉敷村（以下「甲23」という。）、座間味村（以下「甲24」という。）、久米島町（以下「甲25」という。）、八重瀬町（以下「甲26」という。）及び竹富町（以下「甲27」という。）（以下、甲1から甲27を総称して、「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道の管きょ、マンホール等（以下「下水道管路施設」という。）が被災したときに乙が行う復旧支援協力に関して、以下のとおり、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、地震・津波・風水害等の自然災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

### （復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害により被災した下水道管路施設の復旧に関し、次の業務の支援を要請することができる。

(1) 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃及び修繕）

(2) その他、甲乙間で協議し必要とされる業務

2 甲の乙に対する復旧支援協力要請は、第9条に規定する甲の事務局が甲1から甲27までの支援の要請をとりまとめた上で、次項に定める手続きにより、第9条に規定する乙の事務局を通じて行うものとする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等を行うことができるものとし、この場合は、事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員、機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

(費用)

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は、被災した甲1から甲27までの個々による負担とし、それぞれが個別に乙と協議するものとする。

(個人情報等の保護)

第4条 乙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(報告)

第5条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに第9条に規定する甲の事務局に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を、第9条に規定する甲の事務局に報告するものとする。

(下水道台帳データの提供)

第6条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は、甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第7条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務、必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、前二項を準用する。

(広域被災)

第8条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(事務局)

第9条 甲及び乙の復旧支援協力に係る事務局は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局は、沖縄県土木建築部下水道課とする。

(2) 乙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会九州支部沖縄県部会とする。

(協定期間)

第 10 条 この協定の期間は、協定締結の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに甲又は乙いずれからも変更又は解除の申出がない場合、この協定は 1 年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第 11 条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲及び乙による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙が、この協定の定めに違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書 28 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 29 年 3 月 29 日

甲 1 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

沖縄県知事 翁 長 雄 志



甲 2 沖縄県那覇市おもろまち 1 丁目 1 番 1 号

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 翁 長



甲 3 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目 1 番 1 号

宜野湾市長 佐 喜 眞



甲 4 沖縄県石垣市美崎町 14 番地

石垣市長 中 山 義 隆



甲5 沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

浦添市長 松本 哲治



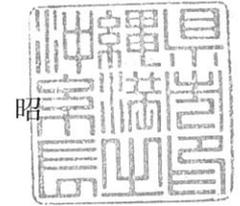
甲6 沖縄県名護市港一丁目1番1号

名護市長 稲嶺 進



甲7 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

糸満市長 上原 昭



甲8 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

沖縄市長 桑江 朝千夫



甲9 沖縄県豊見城市字翁長854番地1

豊見城市長 宜保 晴毅



甲10 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

うるま市長 島袋 俊夫



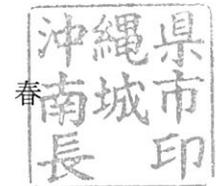
甲11 沖縄県宮古島市平良字西里186番地

宮古島市長 下地 敏彦



甲12 沖縄県南城市玉城字富里143番地

南城市長 古謝 景春



甲 13 沖縄県大宜味村字大兼久 157 番地

大宜味村長

宮 城 功 光



甲 14 沖縄県本部町字東 5 番地

本部町長

高 良 文 雄



甲 15 沖縄県読谷村字座喜味 2901 番地

読谷村長

石 嶺 傳 實



甲 16 沖縄県嘉手納町字嘉手納 588 番地

嘉手納町長

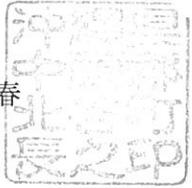
當 山 宏



甲 17 沖縄県北谷町字桑江 226 番地

北谷町長

野 国 昌 春



甲 18 沖縄県北中城村字喜舎場 426 番地の 2

北中城村長

新 垣 邦 男



甲 19 沖縄県中城村字当間 176 番地

中城村長

浜 田 京 介



甲 20 沖縄県西原町字与那城 140 番地の 1

西原町長

上 間 明



甲 21 沖縄県与那原町字上与那原 16 番地

与那原町長 古 堅 國 雄



甲 22 沖縄県南風原町字兼城 686 番地

南風原町長 城 間 俊 安



甲 23 沖縄県渡嘉敷村字渡嘉敷 183 番地

渡嘉敷村長 松 本 好 勝



甲 24 沖縄県座間味村字座間味 109 番地

座間味村長 宮 里 哲



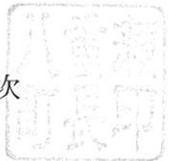
甲 25 沖縄県久米島町字比嘉 2870 番地

久米島町長 大 田 治 雄



甲 26 沖縄県八重瀬町字東風平 1188 番地

八重瀬町長 比 屋 根 方 次



甲 27 沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1

竹富町長 西 大 舛 高 旬



乙 東京都千代田区岩本町 2 丁目 5 番 11 号  
公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会 長 長 谷 川 健 司





